

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 5 3 号

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市消防本部組織規則（昭和 5 0 年鈴鹿市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																
（事務分掌） 第 4 条 課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指 令課</td><td>(1)～(5) 略 <u>(6) 通信に関すること。</u> <u>(7)～(9) 略</u></td></tr><tr><td>統括指 揮課</td><td>(1)～(6) 略 <u>(7) 気象情報に関すること。</u></td></tr></table> 2 略	課	分掌事務	略	略	情報指 令課	(1)～(5) 略 <u>(6) 通信に関すること。</u> <u>(7)～(9) 略</u>	統括指 揮課	(1)～(6) 略 <u>(7) 気象情報に関すること。</u>	（事務分掌） 第 4 条 課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指 令課</td><td>(1)～(5) 略 <u>(6) 気象情報の通報及び火災 警報に関すること。</u> <u>(7) 通信及び気象の統計に関 すること。</u> <u>(8)～(10) 略</u></td></tr><tr><td>統括指 揮課</td><td>(1)～(6) 略</td></tr></table> 2 略	課	分掌事務	略	略	情報指 令課	(1)～(5) 略 <u>(6) 気象情報の通報及び火災 警報に関すること。</u> <u>(7) 通信及び気象の統計に関 すること。</u> <u>(8)～(10) 略</u>	統括指 揮課	(1)～(6) 略
課	分掌事務																
略	略																
情報指 令課	(1)～(5) 略 <u>(6) 通信に関すること。</u> <u>(7)～(9) 略</u>																
統括指 揮課	(1)～(6) 略 <u>(7) 気象情報に関すること。</u>																
課	分掌事務																
略	略																
情報指 令課	(1)～(5) 略 <u>(6) 気象情報の通報及び火災 警報に関すること。</u> <u>(7) 通信及び気象の統計に関 すること。</u> <u>(8)～(10) 略</u>																
統括指 揮課	(1)～(6) 略																

附 則

この規則は、令和 7 年 1 1 月 5 日から施行する。